

CPDの形態と時間重み係数 (CPDWF)

形態区分	内容	CPD時間算定及び時間重み係数の目安
1. 講習会、研修会、講演会、シンポジウム等への参加 (受講)	日本技術士会、関係学協会 (学術団体、公益法人を含む)、大学等、民間団体及び企業が公式に開催するもの	・CPDWF=1
2. 論文等の発表	(1) 学協会、民間団体、企業等が開催する技術発表会、講演会、研究会、シンポジウム等での口頭発表 (2) 学協会、民間団体、企業等が発行する学術誌、技術誌等への論文、報告文の発表	・CPD時間=最大40時間 (学術雑誌への査読付き論文、1件当たり) ・CPD時間=最大10時間 (一般論文、総説等) ・便宜的に論文等を1ページ当たり5時間程度での換算も可 ・口頭発表はCPDWF=3~2
3. 企業内研修	研修プログラム及びOJTプログラムが明示されており、それに基づいて実施され成果が明確なもの	・研修:CPDWF=1 (研修プログラムによる実施) ・OJT:最大20時間 (OJTプログラムによる実施)
4. 技術指導	(1) 大学、学協会、民間団体、企業等の開催する研修会、講習会の講師等 (2) 修習技術者等に対する具体的な技術指導	・CPDWF=3~2 ・大学、学術団体等の研修等の講師や修習技術者等に対する具体的な技術指導:CPDWF=3 ・社内研修会等の講師:CPDWF=2
5. 産業界における業務経験	「産業界における業務経験」のCPDについては年平均で25CPD時間 (3年間で75CPD時間) を上限とする (1) 業務上で特に技術的成果をあげた業務、学協会・民間団体・企業等の表彰を受けた業務、特許出願した業務、コンペ等で採用された業務など (2) プロジェクトのような業務の名称でもって業務の範囲、規模が特定でき、かつ携わった業務の責任 (難易度) の程度を示すことができる業務	・CPD時間=最大40時間 (特許出願1件当たり) ・CPD時間=最大20時間 (学会、協会より表彰を受けた業務) ・CPD時間=最大10時間 (民間団体、顧客企業或いは企業内で表彰を受けた業務) ・CPD時間=最大10時間 (コンペ、その他技術力競争で受注できた業務) ●プロジェクトの規模 ・小規模 (3~10人・月):2時間 ・中規模 (50人・月程度):5時間 ・大規模 (100人・月以上):10時間 ●責任の程度によるCPDWF ・中・大規模プロジェクトマネジャー:CPDWF=2 ・プロジェクトマネジャー以外:CPDWF=1 ・発注機関及び経営者については、上記CPDWFの1/2を目安とする
6. その他		
①公的な技術資格の取得	政府機関等の認定あるいは承認する公的な技術資格の取得	・CPD時間=最大20時間 (1資格当たり)
②公的な機関での議長や委員長就任の場合	政府機関等の審議会・研究会等の委員、学協会等の役員、委員への就任 (年間を通じた活動であるもの)	・CPD時間=最大40時間 (議長や委員長就任の場合:1委員会当たり) ・CPD時間=最大20時間 (委員会委員の場合:1委員会当たり)
③大学、研究機関における研究開発・技術業務への参加、国際機関、国際協力機構等における国際的な技術協力への参加	大学、研究機関 (企業を含む) 等における研究開発・技術開発業務への参加、国際機関、国際協力機構等における国際的な技術協力への参加	・CPD時間=最大20時間 (1件当たり)
④技術図書の執筆、自己学習	成果が明確なもの	●技術図書執筆 ・CPD時間=最大40時間 (1件当たり) ・CPDWF=3~2 ●自己学習 (証拠資料必要) ・CPD時間=最大10時間 (1件当たり) ・CPDWF=1
⑤その他	上記以外で技術士のCPDに値すると判断されるもの	・CPD時間=最大10時間

詳しくは日本技術士会のホームページをご覧ください <http://www.engineer.or.jp>

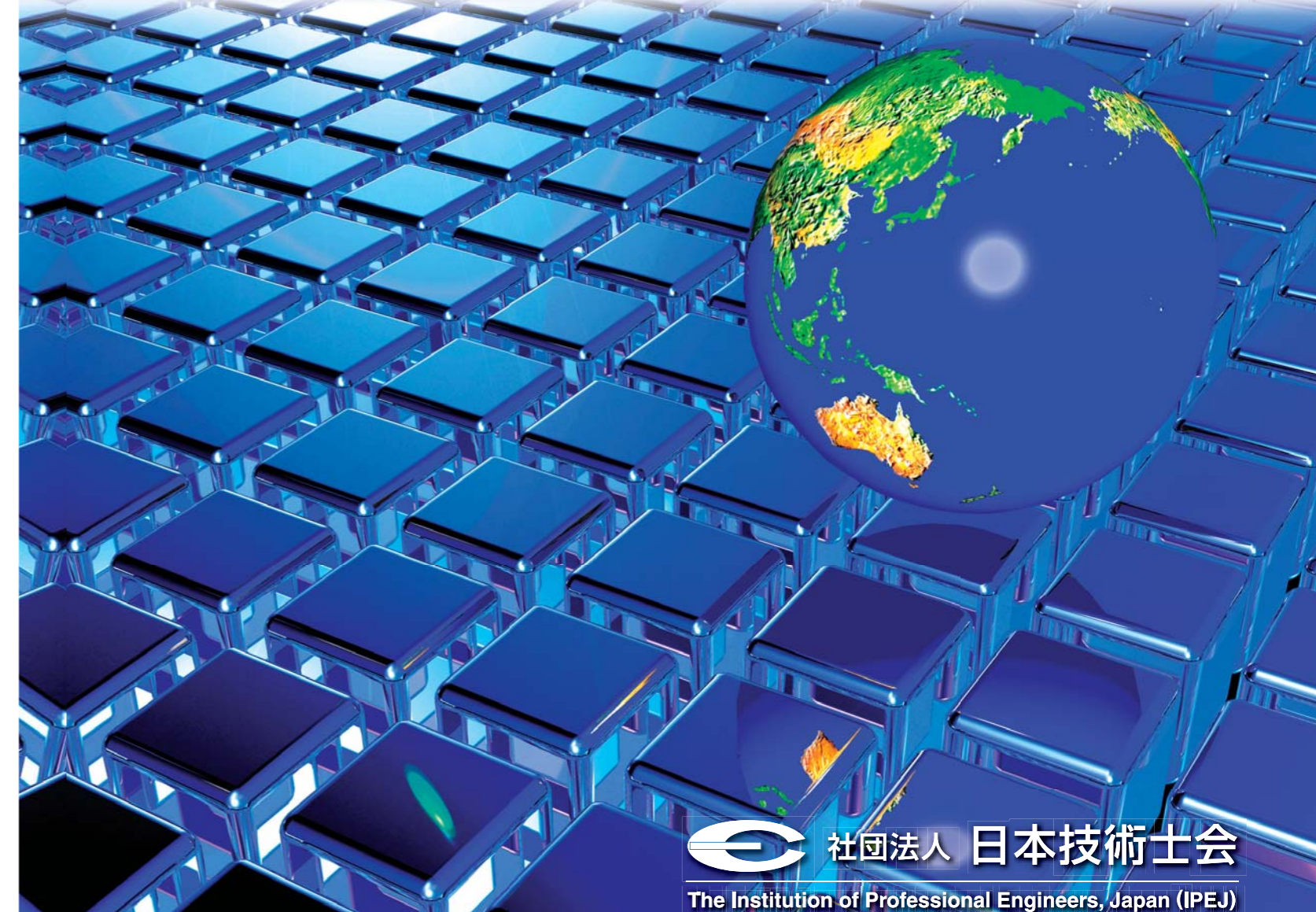
〔お問い合わせ先〕 社団法人 日本技術士会 TEL: 03-3459-1331

第7版 / 平成19年1月作成

『技術士の資質の向上』を目指した

技術士CPD

Continuing Professional Development



技術士CPD〔継続研鑽〕制度について

平成12年の技術士法改正により、技術士法第47条の2に「技術士の資質向上の責務」として「技術士は、常に、その業務に関して有する知識及び技能の水準を向上させ、その他その資質の向上を図るよう努めなければならない。」が追加されました。これによって、技術士のCPDは、法律で責務となっています。

CPDの目的

技術士は、高等の専門的応用能力を有した技術者として、次のような視点を重視したCPDに努めることが必要です。

- 技術者倫理の徹底
- 科学技術の進歩への関与
- 社会環境変化への対応
- 技術者としての判断力の向上

加えて、以下のような効果があります。

- 新しい知識の取得と自己啓発に役立ちます。
- 社会的信用が得られます。

CPDの区分と課題項目及びCPDの形態

技術士には、CPDの目的に適したものを自主的に選択して実行することが求められます。自分の置かれている立場を考慮して、CPD課題とCPD形態をバランス良く実施するとともに、計画的な実施を心掛けてください。CPDの課題及び形態については、次頁以降の表をご参照ください。

CPD時間・実績の目標

- ・ 目標として年平均50CPD時間、3年間に150CPD時間のCPDの実施が望まれます。
- ・ CPD時間は、CPDに実際に要した時間に、CPDの内容を勘案した時間重み係数（CPDWF）を考慮します。（CPD時間＝実時間×CPDWF）
- ・ APECエンジニアは更新期間の5年間に250CPD時間が必要です。
- ・ CPD認定会員は、申請月の2ヶ月前から遡って過去3年間で150CPD時間以上登録していることが必要です。

CPDの記録・登録

- CPDの実施を記録・登録することが望まれます。
- CPD記録の登録は、「WEB」と「文書」の2通りの方法で受け付けていますが、随時登録が可能で、データが電子化され、管理運用が容易なWEB登録を推奨します。
- WEB登録の場合
ID、パスワードを使用し、日本技術士会HPからCPD記録の登録を行ないます。非会員は、登録手数料が必要です。
登録時期：随時登録可能です。
- 文書登録の場合
必要な書類等：①技術士CPD登録依頼書、②CPD記録シート、③登録手数料
登録時期：CPD記録を年度（4月から翌年3月）毎にまとめ、年1回の提出をお願いします。

技術士CPD登録証明書

技術士CPD登録証明書の発行は、技術士本人からの申請に基づき、日本技術士会で行います。対象は、日本技術士会にCPD記録を登録されている方です。この技術士CPD登録証明書は、技術士が自己申告にて登録した記録であることを証明します。

必要な書類等：①技術士CPD登録証明書発行依頼、②発行手数料

登録等詳細は、「技術士CPDガイドブック」または日本技術士会HPをご参照ください。
<http://www.engineer.or.jp/cpd/index.html>

技術士CPD登録証明書の見本

技術士CPD登録証明書

氏名(氏名) 氏名(姓) 氏名(名)

登録番号(登録番号)

登録期間: 20 年 月 ~ 20 年 月

合計CPD時間: CPD時間

登録CPD時間:

課題区分	CPD時間
A 一般共通	
B 技術課題	
合 計	

別添CPD時間:

別添区分	CPD時間
講習会、研修会、講義会、セミナー等の参加(出席)	
論文等の発表	
企業内研修	
技術指導	
産業界における業務経験	
資格取得(準)社会貢献(大学等での研究開発)等(添付書類を提出)	
合 計	

あなたのCPDの実績については、本会に上記のとおり登録されていることを証明します。

2006年 月 日
社団法人日本技術士会 会長 都丸徳治

CPD認定会員制度

日本技術士会は、CPD制度の推進のため、平成18年3月からCPD認定会員制度を発足させました。

本制度は、日本技術士会会員（技術士）が一定以上の継続研鑽を重ねていることを証明し、社会的に活用されることを目的として、会員（技術士）本人からの申請により、(社)日本技術士会CPD認定会員であることを認定するものです。認定の証しとして認定会員証（文書とカード）を交付し、日本技術士会HPの「CPD認定会員一覧」コーナーにおいて会員番号・氏名等が公表されます。また、WEB会員名簿でCPD認定会員であることを表示します。なお、認定の有効期間を3年間とし、引続き認定を求める場合は、更新申請を要することとしています。



CPD登録手数料、CPD登録証明書発行手数料、CPD認定会員申請手数料

項 目	日本技術士会会員		非会員	
	WEB登録	文書登録	WEB登録	文書登録
CPD登録手数料	無料	1,000円/年度	5,000円/年度	10,000円/年度
CPD登録証明書発行手数料	1,000円/回	2,000円/回	5,000円/回	10,000円/回
※1 CPD記録シート添付料	500円/回	500円/回	2,000円/回	2,000円/回
※2 CPD認定会員申請手数料	3,000円(無料)	5,000円(2,000円)	—	

※1 CPD登録証明書にCPD記録シートの添付を希望する場合

※2 CPD認定会員の申請手数料は、本制度の普及のため、平成20年2月までは、()の金額

CPDの区分と課題項目

区 分	課 題 項 目	内 容
A 一般共通課題	1. 倫理	倫理規程、職業倫理、技術倫理、技術者倫理（技術の人類社会に与える長期的・短期的影響の評価を含む技術士に課せられた公益性確保の責務等）
	2. 環境	地球環境、環境アセスメント、地域環境、自然破壊等の環境課題の解決方法等
	3. 安全	安全基準、防災基準、危機管理、化学物質の毒性、製造物責任法（PL法）等
	4. 技術動向	新技術、情報技術、品質保証、規格・仕様等
	5. 社会動向	国内・海外動向（国際貿易動向、GATT/WTO、ODAなど）、商務協定並びに技術に対するニーズ動向等
	6. 産業経済動向	内外の産業経済動向、労働市場動向等
	7. 規格・基準の動向	ISO、IEC等
	8. マネージメント手法	工程管理、コスト管理、資源管理、維持管理、品質管理、プロジェクト管理、MOT、リスク管理、セキュリティ管理等
	9. 契約	役務契約、国際的な契約形態等
	10. 国際交流	英語によるプレゼンテーション・コミュニケーション、海外（学会・専門誌）への論文・技術文書等の発表・掲載、国際社会の理解、各国の文化及び歴史等
	11. その他	教養（科学技術史など）、一般社会との関わり等、及び上記1～10に含まれないもの
B 技術課題	1. 専門分野の最新技術	専門とする技術、その周辺技術等の最新の技術動向
	2. 科学技術動向	専門分野、科学技術政策、海外の科学技術動向等
	3. 関係法令	業務に関連する法令（特に改定時点）
	4. 事故事例	同様な事故を再び繰り返さないための事例研究（ケーススタディ）及び事故解析等
	5. その他	上記1～4に含まれない技術関連事項等